（登録事項の変更の届出）

第百三十一条の十　登録無人航空機の所有者（所有者の変更があつたときは、変更後の所有者）は、第百三十一条の六第一項第五号、第七号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、その変更に係る事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

２　国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を無人航空機登録原簿に登録しなければならない。

（是正命令）

第百三十一条の十一　国土交通大臣は、登録無人航空機が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録無人航空機の所有者又は使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一　第百三十一条の五の規定により登録を受けることができないものとなつたとき。

二　第百三十一条の七第一項に規定する措置が講じられていないものとなつたとき。

（登録の取消し）

第百三十一条の十二　国土交通大臣は、登録無人航空機の所有者又は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一　前条の規定による命令に違反したとき。

二　不正の手段により第百三十一条の六第一項の登録又は第百三十一条の八第一項の登録の更新を受けたとき。

（登録の抹消）

第百三十一条の十三　登録無人航空機の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内に、その登録の抹消の申請をしなければならない。

一　登録無人航空機が滅失し、又は登録無人航空機の解体（整備、改造、輸送又は保管のためにする解体を除く。）をしたとき。

二　登録無人航空機の存否が二箇月間不明になつたとき。

三　登録無人航空機が無人航空機でなくなつたとき。

２　国土交通大臣は、前項の申請があつたとき、第百三十一条の八第一項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消し、その旨を所有者に通知しなければならない。

（国土交通省令への委任）

第百三十一条の十四　この節に定めるもののほか、無人航空機の登録に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第二節　無人航空機の飛行

第百三十二条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める飛行を行う場合

二　前号に掲げるもののほか、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合

第百三十二条の二ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる場合には、同項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることができる。

一　前項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める場合

二　前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、前項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けて、その承認を受けたところに従い、これを飛行させる場合

第百三十二条の三中「第一号」を「第一項第一号」に改める。

第百三十四条第一項中「、航空機使用事業」の下に「、無人航空機の所有若しくは使用」を加え、同項第九号中「飛行」を「所有者、使用者若しくは飛行」に改める。

第百三十五条第二十号及び第二十一号中「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に改め、同条に次の二号を加える。

二十三　第百三十一条の六第一項の登録を申請する者

二十四　第百三十一条の八第一項の登録の更新を申請する者

第百三十五条の次に次の一条を加える。

（指定立替納付者による納付）

第百三十五条の二　国土交通大臣は、前条の規定により手数料を納付しようとする者（次項において「納付予定者」という。）から、当該手数料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有することその他の国土交通省令で定める要件に該当する者として国土交通大臣が指定するもの（以下この条において「指定立替納付者」という。）をして当該手数料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出があつた場合には、その申出を受けることが手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

２　納付予定者が前項の申出をした場合において、指定立替納付者が当該納付予定者の委託を受けたときは、当該委託を受けた日に当該手数料の納付があつたものとみなす。

３　前二項に定めるもののほか、指定立替納付者による納付の手続その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

第百四十三条及び第百四十四条から第百四十五条の二までの規定中「ときは」の下に「、その違反行為をした者は」を加える。

第百四十五条の三中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第百四十六条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第百四十七条第一項中「者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第二項中「違反して」を「違反して」に、「者についても」を「ときにおけるその違反行為をした者についても」に改める。

第百四十八条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「者」を「とき。」に改める。

第百四十八条の二中「、次の」を「次の」に改め、「ときは」の下に「、その違反行為をした者は」を加える。

第百五十条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第百五十五条中「一に該当する」を「いずれかに該当するときは、その違反行為をした」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第百五十六条第一項中「、次の」を「次の」に改め、「ときは」の下に「、その違反行為をした者は」を加え、同条第二項中「した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第百五十七条第一項中「、次の」を「次の」に改め、「ときは」の下に「、その違反行為をした者は」を加え、同条第二項中「、同条第三項」を「同条第三項」に改め、「ときは」の下に「、その違反行為をした者は」を加える。